

告示

埼玉県選管告示第十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、北本市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和七年四月二十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏 芳

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
北本市コミュニティセンターホール	埼玉県北本市本町八丁目百五十六番地三	北本市長	三百人
北本市勤労福祉センター	埼玉県北本市宮内一丁目百二十番地	北本市長	四百人